

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年12月12日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和7年度ふれあいの森雑草除去等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

指定した保全地区内における雑草除去及びごみ拾い

イ 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎5階

旭川市環境部環境総務課

電話 0166-25-5350

2 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。